

会 議 録

会議名 (審議会等名)	令和5年度第2回相模原市障害者施策推進協議会			
事務局 (担当課)	健康福祉局 地域包括ケア推進部 地域包括ケア推進課 電話 042-769-9222 (直通)			
開催日時	令和5年8月16日(水)			
出席者	委員	16人(別紙のとおり)		
	その他	/		
	事務局	地域包括ケア推進部長、地域包括ケア推進課長、 福祉基盤課長、高齢・障害者福祉課長、高齢・障害者支援課長、 精神保健福祉課長、緑高齢・障害者相談課長、陽光園所長 ほか11名		
公開の可否	可	不可	一部不可	傍聴者数 3人
公開不可・一部不可の場合は、その理由	/			
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議題 第2期共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン (素案)について 4 その他 5 閉会 			

審 議 経 過

1 開会

2 あいさつ

【事務局】鈴木地域包括ケア推進部長からあいさつを行った。

(村井会長)村井会長からあいさつを行った。

(廣瀬委員)新たに委嘱された廣瀬委員から自己紹介を行った。

3 議題

第2期共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン(素案)について

【事務局】第2期共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン(素案)について、資料1 資料2 資料2(補足) 資料3により説明。

(村井会長)事務局から説明があったが、基本目標 「共生社会の推進」について、補足や意見、質問などあるか。

(金澤委員)資料3について、質問が2点ある。資料3の1ページ目、(1)指標のポイントをおさえているかの「ウ 達成可能か」だが、今の説明だと達成できないような目標値を設定することは避けたいという意図だと思うが、逆にいえば楽に達成できるような目標値を設定しておいて、そんなに頑張らなくてもよいとも聞こえてしまう。あくまでも楽に達成できる目標値を定めるのではなくて、達成が困難な目標値の設定を避けるという意図でいいのか。

もう1点は、数値が下がる目標をなるべく避けたいという説明があったが、例えば、人材の確保は環境が悪くなってきているのでどうしても増えていくような数値にはならない。指標に設定する項目によっては、減少する数値になることはやむをえないと思う。数値が下がるような項目を指標に設定する場合は、しっかり説明で補うなど、手法を考えた方がいいと思う。

【事務局】例えば、人材が不足していると感じている事業所数という調査項目があっ

て、こういった指標だと、数値が下がると状況が改善していくような構図となる。

逆に、人材が充足しているもしくは、無理なく経営が行うことができているといった指標にすれば分かりやすいのではないかという考えもあった。

しかし、単純に逆の質問をしてもとらえられないような項目があることから、金澤委員の意見のとおり、数値が下がっていくことが改善に向かっていることを注釈等を活用して丁寧に説明していきたい。

(村井会長) もう1点、目標設定値の妥当性という質問があったが、実現可能な数値目標を設定するのか、それとも本来あるべき姿の数値目標なのかといった話があった。計画として何とか達成できるだろうみたいな意図での設定ではなく、あるべき姿を目指しての数値設定であるべきではないかという指摘があった。

実現可能な低い数値目標にしたということではなく、あるべき姿を目指した数値目標ということによろしいか。

一見数値が下がったものが、達成目標に向かっているということが頭の中が混乱しやすいのであれば、例えば、仕事をする自信がないためと回答した人の割合を減らしていくのが目標なので、5%減らすことができたというその差分を目標にすることで、増える指標にすることができる。障害者プランを読んだ人がすぐにピンとくるような形がいいかと思う。

委員の皆さんに確認するが、障害者プランの主たる読み手は市民を想定しているということをご共有させていただくことによろしいか。この障害者プランは行政計画でもあるが、市民がまず目にして、認識して、それぞれの事業や取組がどのようになっているのかを理解できるようなものであるべきだということである。

また、指標の取得頻度については、毎年取得できるものもあれば、3年に1回のものあるということは、ご了承いただければと思う。

(村井会長) 共生社会の推進というと当事者の参加がすごく重要視されているが、全体の中でいうと参加に関することはどこに位置付けられるか。

様々な場面に参加をする機会と権利を提供することが共生社会としては目指すべき姿というふうに強く出ているが、次期プラン計画だとどこに入るのか。

【事務局】当事者の参加は、基本目標「共生社会の推進」、基本施策3「障害者団体などの地域での活動の支援」に分類される。また、基本目標は異なるが、基本目標は障害のある人の社会参加、いきがいつくりの推進という分野になっており、基本施策にはスポーツ・レクレーションや文化活動への支援、生涯学習機会の充実がある。基本目標は、就労に関する分野になっており、障害のある方の社会参加とであれば、基本目標に加え、基本目標と基本目標も関係してくる。

(村井会長) 重層的支援体制整備事業を整備すると、社会との繋がりを作るための支援を行うこと、利用者のニーズを踏まえた上でマッチングとメニューを作ること、それから本人への就労定着支援と受け入れの支援を行うことが、非常に重要な要素となり、それが参加支援というのを主たる軸になってくる。

地域共生社会と共生社会は違うものを指しており、私たちはこれを認識しておかないといけない。地域共生社会は、社会保障の一端として作られた1億総活躍プランの中で出てきた、2018年頃から出てきた概念(2012年くらいからありはした)である。それに対して共生社会は、1970年代から80年代頃からずっと言われ続けていて、インクルーシブとかソーシャルインクルージョンとか、どちらかということ障害を重視したものになっている。

地域共生社会はどちらかということ高齢者を重視しているようなところがあるほか、我が事・丸ごとというフレーズを耳にしたことがあるかと思うが、地域の問題は、まず地域の人たちで主体的に解決し、そして専門職の縦割りの問題を、むしろ横につないでネットワークを作り、当事者を中心とした支援体制、つまり縦割りのサービスを対象者を中心にしてつないでいき、専門職ネットワークを作り、社会保障を少しでも持続性のあるものにしていくことで、地域共生社会となる。

本質的な理念は一緒だが、ごちゃごちゃになってしまうというようなところがあり、実は共生社会は正式には定義が確立していない。色んな学者が色んなことを言っていたり、色んなところで色んな風に使われている。

私たちがいう共生社会とはどういう形なのか、相模原として共生社会をどうデザインするかということが問われる問題になることだけは、共通認識しておかないと危ないと思っている。資料2の体系図こそが、共生社会の構造体であることを行政と、私たちがみんなで、共通認識することがすごく大事だと思う。

(小林委員) 共生社会に関連する話だが、基本理念にある通り、障害の有無にかかわらず、みんなで支えあって地域を作っていくということだと思うが、サービスや支援の受け手と、支援を支える方とを分け隔てなく、受け手であり支え手である、そういう考え方に立つと、基本目標と基本目標をどう書いていくのかわからないが、例えば基本目標「共生社会の推進」の基本施策3「障害者団体などの地域での活動の支援」に、施策の展開(3)「ボランティア活動への支援を実施します」とあるが、現行プランを見るとボランティアっていうのは障害者を支えるボランティアという意味合いで使われていると思うが、先ほど言った、受け手であり支え手でもあるという考え方からすると、ボランティアの活動は障害者のボランティアも含めて、色んな地域に参加して自分の得意な分野や特技などそういうものを活かして地域活動に参加していく、支え手になっていくという意味合いが必要になる。

基本目標についても、例えばレクリエーションやスポーツ、いきがづくりは大

事だが、それに加えて障害者の地域活動への参加というものが含まれていくと、「ともに支え合い」という基本理念につながると思った。

(村井会長) まさにお互いに、受け手と支え手に分けないことが、地域共生社会のそのものの定義となっており、その定義と一致するという意見である。確かに基本目標の中に基本目標に含まれる要素が、ぶら下がったほうがいいものが実はあり、先ほど言った「参加」というところが、基本目標にも必要なところがあって、ねじれ構造にはならない程度にうまく「参加」を両方に入れていく必要があるのと、それから障害のある方も主人公になって、お互い様っていう形をもう少し目立たせていけたらいいのではという意見をいただいた。

【事務局】 現行プランにおいて、複数の方向性に該当する事業、例えば基本目標にも基本目標にも該当するような事業については、「再掲」という文字を表記している。複数の基本目標に該当する事業については、掲載する方法を検討したい。

小林委員の意見にあった、受け手支え手分け隔てなくという考え方についてだが、当事者によるピアサポート活動などが取り組まれており、当事者にしかできないと支援もあると感じる。

(村井会長) 受け手と支え手が同時に存在する例として、障害のある方が自宅を会場として提供し、そこでサロンを開くようなものがある。サロン会場を提供する一方、障害のある方自身がつながりを持ったり、見守りが行われたりという形で、お互いに支え手であり受け手であるという事例がある。

プランにおける「再掲」の表記については、プランの構造が完全体でなければならぬわけではなく、事業によっては、横断的に繋がりがあったり、基本目標間の連携や繋がりが非常に重要だった場合には「再掲」ということで、問題ないところ承いただけか。

(各委員) 異議なし。

(廣瀬委員) 基本目標「共生社会の推進」が、その他の基本目標と比較して大きく感じる。基本目標が具体的な目標を掲げているのに対し、基本目標「共生社会の推進」は基本理念のように大きいものとなっている。基本目標にぶら下がる施策すべてを実施して出てくる答えは、理解の推進と差別の撤廃かと思う。基本目標が一番大事だとは思いますが、基本目標と施策が繋がりがづらいと思う。基本目標だけが漠然とした大きなテーマになっており、目標に適しているかは疑問を感じる。また、各基本目標にそれぞれ成果指標を設定することだが、基本

目標の成果指標を考えた時に、基礎調査アンケートのどの項目が該当するかが非常に難しいと感じる。

【事務局】基本目標が から まで5個あるが、基本目標だけが、基本理念に極めて近い表現になってしまっている。例えば、権利擁護の推進や障害者差別の解消など、基本目標 から までとバランスが取れるような基本目標を検討したい。

(村井会長)基本目標「地域生活支援の充実」について、補足や意見、質問などあるか。

(大滝委員)8月5日に僕の先輩が交通事故で亡くなった。彼は、県立相模緑風園で17歳から30歳まで過ごし、昭和61年に青葉に県の施行事業でできた、当時、画期的だったケア付き住宅(今で言うグループホーム)に入り12年間生活し、その後25年間共和のアパートで独り暮らしをしていた。この日も電動車椅子で毎日のように行っていたスーパーに行く途中で事故に遭ってしまったらしい。

養護学校を卒業したばかりの僕は、そのケア付き住宅に見学に行った。それは憧れる風景でこんな生活がしたいと思っていた。その願いが叶って、くえびこというそのケア付き住宅を立ち上げた当事者団体に入り、ケア付き住宅で生活することができた。私たちが地域で単身生活が出来ているということは、この先輩を始めとする方々が道を切り開いてくれたからだということは忘れずに伝えていきたい。

その一方で、今も施設に入っている仲間達がいる。先日、橋本で行われた「津久井やまゆり園事件を考え続ける会」という集会の中で報告された中井やまゆり園の実態は胸が痛むほどの内容だった。何故あんな事が起こってしまったのだろうか。僕はその事も考え続けていきたい。

亡くなった先輩の事は本当に悲しい。この事故があったから電動車椅子での生活は危険だと思わないで欲しい。それは、先輩も望んでいることではないと思うし、彼がしてきたことを続け地域で生きていく事が原田さんの思いを継いでいくことになると思う。

(村井会長)こういったこともプランの中に盛り込んでいこうと意見をいただいた。

電動車椅子に対する理解の促進についてだが、今警察が電動車椅子の飲酒運転は控えるようにと明確に示しており、ガイドラインにもあるが、障害者の方にとって電動車椅子は足であるのに、飲酒したらその足を使ってはいけないと言われているのと同じだということで問題視されている。なぜ電動車椅子だけが飲酒運転を禁止され、一般の人は飲酒して歩くことに何の問題ないのかということとも強く関係する話である。

電動車椅子がぶつかった時に与える衝撃と歩行者がぶつかった時に与える衝撃を比較すると、もしかしたら電動車椅子が与える衝撃の方が大きいのかも知れませんが、それがイコール禁止というふうに声高に言われてしまう問題等もあったり、交通事故があるから電動車椅子を色々規制していくなんていう動きが本当に正しいことなのか、そうではないはずだということで、理解させていただく。

(五十嵐委員)資料2の基本目標「地域生活支援の充実」の基本施策2「福祉サービス基盤の充実」に「(6)障害福祉サービス事業者などのネットワークの充実を図ります」について、自分の子どもは放課後等デイサービスに通っており、事業者数も増えているが、本市は中央区、緑区、南区と分かれていて、ネットワークがきちんとある区もあれば、全くネットワークがない区もある。ネットワークがある区に住んでいれば、その区の本人や家族にいろいろなサポートが展開されていたりするが、区によって差がある現状を市として3区を公平にネットワークが構築していけばいいと思う。

もう1点、「(7)福祉用具の給付と提供体制の充実を図ります」について、自分の子どもも言葉がないため、意思疎通の機器などを実費で購入しているが、福祉用具というものは本当に幅が狭いと感じる。障害の程度がかなり重くても、対象が限られていてすごく厳しいと感じる。時代とともに福祉用具も進化していると思うので、そういう時代に合わせて、福祉用具の給付も進んでいけばいいと思う。

あわせて、特に学校の中になると、合理的配慮を受けたくても予算の関係でなかなか受けられないような子ども多くいると思うので、学校の中でも少し広い意味での福祉用具の給付や助成が進んでいくといろいろな子どもへ支援が行き届くと思う。

【事務局】「(7)福祉用具の給付と提供体制の充実を図ります」について、五十嵐委員の意見のとおり、福祉用具は日進月歩で機能が向上していたり、様々な障害の種別に特化した新たに用具が開発されており、日ごろからそういう動向を注視している。また、市役所の高齢・障害者支援課や各区の高齢・障害者相談課に、対象の障害当事者や、家族の方、関係する障害者団体の方から要望をいただいていたたりもする。定期的に各区のケースワーカーに集ってもらい、福祉用具に関する要望や意見をいただきながら、出来る限り広く認めていけるように予算や相談の内容を勘案しながら、支給決定する品物を見直しする体制をとっており、引き続きその体制をとっていく。

「(6)障害福祉サービス事業所などのネットワークの充実を図ります」について、例えば、市では相模原市障害者自立支援協議会という協議会があり、その協議会の中には区ごとに課題検討会がある。課題検討会のメンバーには、事業所や行政

が入っており、ネットワークづくりを行っていたり、また、グループスーパービジョンとあって、課題のある方の支援について各区の障害者相談支援キーテーションなどが中心となってこういった支援をしていくかという検討会を事業所が集まって行っており、ネットワークが繋がっていると思う。

(村井会長) そういう意味では相模原市障害者自立支援協議会案件として引き取り検討した方がよろしいか。先ほどの事務局からの話を聞いた以上は協議していきいたいと思う。今現在グループホームに関してはそのようなネットワークを検討して、グループホームの虐待を防ぐための色々なサポートを始めていたところだが、放課後等デイサービスについても協議していきいたい。

福祉機器は本当にこれから大事なところだと思っていて、川崎市はかわさき基準(KIS)という基準を作って、川崎市が認定してその購入について補助金出している。内容としては、市が自ら検証して有益な機器であることを決定したら、川崎として認定して、その機器の導入には、積極的な促進やPRを行っている。相模原市でもぜひ検討してみることがいい。川崎市でやれたなら、相模原市でやれないことはないと思う。補助金の正式名称は、川崎市福祉製品導入促進補助金で、参考になればと思う。

今後、プランの構造化が完成した後に、中身の議論になっていくと思うが、もう一度これは深掘りしていくような内容である。今日は構造体が不足してないかどうかという点を中心に議論することが中心だと思うが、今日の意見は各施策を議論する段階でもう一度確認をしていきいたいと思う。

(浅沼委員) 福祉機器の補助金について、私と同じ病気(ALS)の知り合いでパソコンで視線入力ができる機器を使用しており、その方は行政からの助成金を受けている。こういった機械も素晴らしいものがいろいろ出てきている。私も、今視線入力の勉強をしているが、先ほどの五十嵐委員の意見にもあったが、それぞれ自分に合う機械や機具があると思う。患者会とか行くが、皆さんがそれぞれ違うものを持っている。そういう補助制度があればいいと思う。

(村井会長) 情報と補助、両方必要である。今年も国際福祉機器展の開催が予定されているが、そういったものにアンテナを張っていくことも大事だと思う。

(飯窪委員) 基本施策2「福祉サービス基盤の充実」の「(2) 家族支援の充実を図ります」に分類されるのかわからないが、現在、放課後等デイサービスはとても充実しているが、学校卒業後に福祉就労した方の家族が就労している世帯おける家族への支援はプランのどの辺りに入るのか。学校卒業前は放課後等デイサービスを利用

し、子どもが帰ってくるのは18時頃なので、就労されている家族の方も多いと思うが、学校卒業後も就労を継続していきたいが、子どもが16時頃に帰ってくるので、就労が継続できないという悩みを聞く。放課後等デイサービスの充実とともに就労している家族が多いと思うが、卒業後の家族支援はどこに入るのか。

【事務局】18歳以上の支援学校を卒業した後に、生活介護や就労系のサービスを受ける方がいて、夕方の15時や16時に終わり、多くはご家族の方が自宅の方で迎える形になる。そうすると、ご家族の方がお仕事を継続するために、15時以降の夕方の時間帯に他に何か対応できるようなサービスはないかという話かと思う。今考えているのは、個別のサービス名でいうと日中短期入所というサービスがある。障害者総合支援法に短期入所というサービスがあり、3日とか1週間とか継続して短期間入所するようなサービスになるが、これに対し、日中短期入所サービスはその日1日だけのサービスになる。例えば朝から夕方までとか、学校が終わった後の放課後の時間が対象となるサービスである。こういった放課後等デイサービスと似たようなサービスがある。基本的には生活介護などのサービスを使って、その後に日中短期入所のサービスを利用して夕方の時間を過ごすというような充実が図れないかを考えている。

現在、日中短期入所のサービス事業所は、事業を始めるための基準が非常にハードルが高いのでそこを少し下げてより多くの事業者が参入できるようにしたいと考えている。

次期プランの体系としては、基本施策2「福祉サービス基盤の充実」の「(2) 家族支援の充実を図ります」の中に「日中短期入所事業の実施」、「放課後等デイサービス」が分類される想定である。

(村井会長) 基本目標 「インクルーシブ教育の推進」について、補足や意見、質問などあるか。

(飯窪委員) 今、国も医療的ケア児の就学について力を入れているかと思うが、市としては、基本施策2「学齢期における支援」の「(2) 支援体制の充実を図ります」にその内容が入っているのか。

【事務局】医療的ケア児への支援内容については、[資料2](#)の体系図で言うと、基本目標 「地域生活支援の充実」、基本施策2「福祉サービス基盤の充実」、「(2) 家族支援の充実を図ります」に分類される。

現行の障害者プランで言うと、52ページ目に記載されている。

(飯窪委員) 特別支援学校に入学される医療的ケア児は、これまでもずっと教育活動の中で支援しているが、今後、小学校や中学校にも医療的ケア児が入学してくるということを考えると、医療的ケア児の支援は、基本目標「地域生活支援の充実」のみではなく、どのように学校生活を支えていくかという考え方のもと、基本目標「インクルーシブ教育の推進」、基本施策2「学齢期における支援」に分類されるのではないかと。

【事務局】 医療的ケア児の方の支援については、学齢期における支援という視点も必要ではないかという意見だが、先ほど「再掲」という話も出たが、様々な場面で医療的ケア児の方を支援していく必要があることから、プランのどこに落とし込むのか検討させていただく。

(五十嵐委員) 個人的にはインクルーシブ教育の推進は、基本目標「共生社会の推進」の下にくる気がする。基本目標「インクルーシブ教育の推進」の、基本施策1「乳幼児期における保育・教育」と、基本施策2「学齢期における支援」はあくまで年齢で区切っているものであり、インクルーシブ教育はもっと大きなものであるという視点から共生社会と結びついてくる気がする。

先ほど村井会長から横断的という話があったところだが、インクルーシブ教育も障害等に関する理解促進と結び付いていて、単純に障害のある方の支援を充実させればインクルーシブ教育が推進するとは思わない。障害がない方に向けての理解促進が重要になると思うので、関連づけた方がいいと思う。

【事務局】 意見を参考にして検討していく。

(村井会長) インクルーシブ教育について、諸外国では教育そのもののがかなり重要視されて、共生社会を考えた時に非常にコアな部分として検討が今でも大事にされている。

(村井会長) 基本目標「障害のある人の就労環境の充実」について、補足や意見、質問などあるか。

(浅沼委員) 就労継続支援A型と就労継続支援B型とあるが、先日、就労継続支援A型のレストランに食事に行ったが、テーブルに料理が運ばれてきた際に誤って私にスープをこぼしてしまった。そういうお店であることが店内のどこにも掲示されていない。レジで10分くらい待っていた客もあり、事情を知らない客で怒っている人もいた。私は承知の上で来店しているので全然問題ないが、事情を知らずに来店

した人はどう思うのかと、何かうまいやり方がないのかと思った。懸命に働いているが、怒られることによって来なくなったりする。

(村井会長) 就労継続支援A型やB型であることが分かるようにして、インクルーシブ的なサービスを提供している場所であることや、チャレンジドの方が働いていることをあえて看板などに掲げるかどうか。プランの体系でいうと、どこに分類されるのか。障害のある方の就労を受け入れる会社などがそのことをどう社会へカミングアウトしていくというか、当然当たり前にならなければおかしい話だが、その過渡期としてのどう理解してもらおうかという、ノーマライゼーションに通じる話で難しい内容になってくる。

【事務局】 浅沼委員から就労継続支援A型の飲食店について話があったが、お客がそういうことを理解した上で利用するという話になると、基本目標 にある障害等に対する理解促進や互いに認め合って理解し合えるような社会を目指していくということが重要である。基本目標 障害のある人の就労環境の充実については分類されるものとしては、就労環境などの話になってくる。

(金澤委員) 先ほど福祉用具の話があったが、技術の進歩は目覚ましく、障害のある人を手助けする様々な製品がある中で、そういった製品の普及を図ったり、利用を促進するなどの取組は体系の中のどこに分類されるのか。

【事務局】 福祉用具の提供体制については、基本目標 「地域生活支援の充実」、基本施策2「福祉サービス基盤の充実」、「(7)福祉用具の給付と提供体制の充実を図ります」に分類される。このカテゴリに福祉用具や福祉機器の提供体制の推進が分類される。

(金澤委員) 福祉用具というくくりで分類してしまうと、給付の対象になるもののみを連想してしまう。給付の対象にならないが便利なものや役に立つものがあるが、そういった給付の対象にならないものも含めて周知啓発していくという話になると、このカテゴリではないと思う。どこかに何かを入れてくださいということではないが、福祉用具というくくりはどうかと思う。

(村井会長) I o Tや福祉D Xといった話だとすれば、これから大事にしないといけない案件である。そういったものの促進の普及啓発促進を図りますというのはあってもいい。いわゆる情報化やI C Tの積極的な導入など、事例を共有することが重要かと思う。

【事務局】福祉用具という名称だと意味が少し狭まるという意見をいただいたので、名称の変更や落とし込む場所などを検討していく。

(村井会長) 大変重要な示唆をいただいた。積極的なICTの活用等を障害分野でも共有していくという意見があった。

(村井会長) 基本目標 「障害のある人の社会参加、いきがいつくりの推進」について、補足や意見、質問などあるか。

(鈴木委員) 確認だが、「(1)スポーツレクリエーションの充実を図ります」や、「(1)参加機会などの充実を図ります」の中に、障害者自身が楽しむのは当然だが、障害者だけではなく、健常者も共に楽しむや学ぶなど、そういう視点が入っているのか。

【事務局】鈴木委員からあったとおり、障害者のための障害者スポーツもあるし、高齢・障害者福祉課が実行委員会形式で行っているパラスポーツ等の体験会は障害がある方が講師となり、健常者は指導を受けながらパラスポーツの体験を通して、障害のある方との交流を図っていく事業を行っている。こういった事業もプランには含まれている。

(廣瀬委員) 「共にささえあい 生きる社会」というキャッチフレーズはバスの側面等に貼られたりして周知されていると思うが、私自身、今日初めてあのバスで周知されているキャッチコピーが共生社会の推進に向けたものだということを認識した。

浅沼委員の話にもあったが、共生社会といった考え方や障害等に関する理解などが社会に認知されていない中で、就労継続支援A型などのお店を利用された方や、そこで働く人がお互いに不快な思いになってしまうことは不幸なことだと思う。それはお店が努力することではなく、啓蒙していくことだと思っており、私はこのキャッチコピーの看板を見ていて何となくホワッとした暖かい印象を持っていたが、実は好評であることを知らなかった。話は基本目標 の基本施策1に戻ってしまうが、障害等に関する理解を促進する以上に、市の施策や目指すべき姿をアピールすることが大事だと思う。あのキャッチコピーがどういう意味かどういう意味か市民が理解することがとても大きな一歩になると思った。

(浅沼委員) ヘルプマークの話になるが、先日田園調布学園大学で講義させていただいたが、ヘルプマークの意味がよく分かっておらず、ただ席を譲ればよかったと思っていた生徒がかなりいた。実際私はヘルプマークを使用しているが、道路で倒

れてしまい、通行人が発見してくれたことがあった。私はヘルプマークに自分がして欲しいことを記入しており、その内容を見て通報をしてくれて救急車で運ばれたという実体験のエピソードを伝えた。啓発や周知といったものについては、やはり実際の当事者が話した方が響くと思う。

【事務局】障害等に関する理解促進については、障害者週間において、横断幕掲出や、神奈川中央交通のバスの中にバスの中にポスターを貼ったり、広報さがみはらで周知啓発を図ったりするなどして、共にささえあい生きる社会や相模原市における共生社会を推進する取組を行っている。また、ヘルプマークについては、支援を必要としている人がいて、そういった方がつけているのがヘルプマークであり、そういった方に優しくしましょうといったようなPRを様々な場面で行っているが、まだまだ足りないということは承知しているので、今後より一層理解促進等に努めて参りたいと思う。

(村井会長) 福祉教育などに取り込むことも一つの意味になりそう。社会福祉協議会等が行っている小・中学校等への出前講座の中には、障害者の疑似体験もあるが、ヘルプマークを持った人と出会ったら実際に何をすればいいのかといったところを分かりやすく説明するような場面があればいい。実際、田園調布学園大学で、ヘルプマークの調査しているグループいる。大学2年生のグループがヘルプマークの10年前と今とでどの程度変わったのかの調査をしているが、情報が少なすぎると嘆いていた。なかなか具体性がない。ヘルプマークの理念は分かるが、付けていて良かったという事例がほとんど見えないと言っていたが、先ほど浅沼委員から珍しい事例をいただけた。ちゃんとヘルプマークが機能したという事例は探しても以外に情報がないとのこと。優しくしていきましょうとか、配慮していきましょうとか、理解をしましょうとか、抽象的なものはあるが、でも具体的にそれはどういうことをすればいいのかということとそこで止まってしまう。これからは「例えば」が必要になってくる。ヘルプマークがこういうことに役に立ったや、活用されたいうことをフィードバックしていかないといけない。ヘルプマークを付けていても、優先席に座っていれば批判的な目で見られてしまうといったこともあるので、もっと具体的な啓発が必要ではないか。

【事務局】ヘルプマークの認知度は以前に比べると、多少上がってきたという印象は受けているが、今あったとおり、具体的に何すればいいのかといった点はまだ不足している。去年、相模原市のヘルプマークの啓発ポスターを作成したが、そこには席を譲るとか、困っていそうだったら声をかけるといった内容が記載してある。こういったポスターなどを活用して周知啓発を図っていく。

(堤委員)基本目標 「共生社会の推進」、基本政策3「障害者団体などの地域での活動の支援」、施策の展開「(3)ボランティア活動の支援を実施します」とあるが、この部分については、対象者側ではなく、支援する側をもう少し具体的に記載ほしいと感じた。なぜか言うと、基本目標 「地域生活支援の充実」、基本施策9「防犯・防災対策の推進」、施策の展開「(1)防災ネットワークなどの整備を推進します」とあるが、ネットワークづくりとなると、地域の団体やボランティアの力が重要だと感じるので、やはりこういった方々を支援することを詳しく書いた方が良いと感じた。

(村井会長)基本目標 「共生社会の推進」、基本施策3「障害者団体などの地域での活動の支援」、(3)ボランティア活動への支援を実施します」とあるが、これとはまた異なるということではよろしいか。

(堤委員)基本施策9「防犯・防災対策の推進」にも入るのではないかと思う。

(村井会長)ちなみに差別解消はどこに入ってくるのか。

【事務局】差別解消は、基本目標 「共生社会の推進」、基本施策2「権利擁護の推進」、(4)障害を理由とする差別の解消を推進します」に入ってくる。

(村井会長)差別解消は、是非とも進めていきたいところだが、そもそもどこに相談すればいいのか分からず迷う人が多い。相談しても、中間支援として解決に調停してくれているものなのか、また、実際にどんな差別案件が市民から寄せられていて、どのような結果が出たのかという結果が出たのかというフィードバックを行っている自治体と、全く行われていない自治体がある。千葉県のホームページを見ると、今月はこんな相談があり、それに対してどういった調停をしたっていうものを公開されている。調停委員会まであり、それを何層か構造で、相談ができる体制が地域の中にもある。いろんな事例をどうやって具体的に調整したかの事例が共有されている。差別解消はこれからの大きな具体的なポイントである。

(村井会長)議題の(1)のE「国の基本指針」について、事務局の方からご説明をお願いしたい。

【事務局】第2期共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン(素案)について、資料4により説明。

(村井会長) 障害者福祉計画と障害児福祉計画についての予告のような扱いでよろしいか。内容や必要数値の議論は、次回でよろしいか。

【事務局】今回は具体的な数字や内容を素案としてお示しできていないので、国の基本指針に対しての質問などがあればお願いしたい。

(村井会長) 国の基本指針4ページ目だが、今回はこれらの項目の見込量が出てくるとは思われるが、あわが、あわせて量の確保方を議論しなくてはならない。見込量を設定したらそれを具体的にどのような方法を取れば見込量に近付けることができるのかを考える必要がある。妥当な量の確保方策かどうかといったことも重要で、他の自治体も数値目標を立てるが、なかなかそれ通りにはいかないという事実がある。量の確保方策が妥当だったのかっていう検証せざるをえないところであり、完璧なプランを立てることの難しさを実感するところである。本協議会で協議を行って妥当な目標や見込量、そして納得できる取組にしていければと思う。

(木村委員) 資料4の4ページ目の7番に基幹支援相談センターの設置について、新設と記載があるが、これについての内容を教えて欲しい。これは、ろう者のための手話ができる人を相談窓口配置や、ろう者のためのコーディネーターの配置を行うような事業なのか。

【事務局】まず資料4は、国の指針になっている。基幹相談支援センターについては、まだ基幹相談支援センターが未設置の市町村もあるので、国としては設置を進めていきたいというところで基幹相談支援センターの設置と書かれている。

相模原市は既に松が丘園に基幹相談支援センターを設置をしており、そこに相談支援専門員などを配置して相談支援事業所の支援などを行っている。

(村井会長) 一方、手話をできる支援者、相談者の必要性ということは、次回以降で議論していくというところで引き続き検討したいと思う。

4 その他

5 閉会

以上

相模原市障害者施策推進協議会 委員名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	浅沼 一也	特定非営利活動法人神奈川県難病団体連絡協議会		出席
2	飯窪 美紀子	神奈川県立相模原支援学校		出席
3	五十嵐 舞子	公募委員		出席
4	石井 弘子	一般社団法人相模原市手をつなぐ育成会		出席
5	今井 康雅	相模原市障害福祉事業所協会	職務代理者	欠席
6	大滝 英史	公募委員		出席
7	片岡 加代子	相模原市精神保健福祉家族会みどり会		欠席
8	金澤 信義	公募委員		出席
9	木村 古津恵	相模原市聴覚障害者協会		出席
10	小林 輝明	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会		出席
11	穴戸 真記子	一般社団法人相模原市手をつなぐ育成会		出席
12	須賀 和也	相模原市精神障がい者仲間の会（あしたば会）		出席
13	鈴木 泰明	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団		出席
14	高橋 滋子	相模原市視覚障害者協会		出席
15	堤 道子	相模原市民生委員児童委員協議会		出席
16	廣瀬 憲一	一般社団法人相模原市医師会		出席
17	村井 祐一	田園調布学園大学	会 長	出席
18	森谷 郁美	相模原公共職業安定所		欠席
19	安永 佳代	神奈川県弁護士会		欠席
20	吉原 君子	相模原市肢体障害者協会		出席